

各保健所長 様

保健医療政策課長 唐橋 竜一  
医療整備課長 武井 裕之  
(公印省略)

災害時保健医療体制の充実・強化について（通知）

災害時医療体制の充実・強化を図るため、本県ではこれまで災害拠点病院の指定やDMAT（災害時派遣医療チーム）の整備に努めるとともに、医師会と連携して災害医療コーディネート体制の充実・強化等に取り組んできました。

国においては、熊本地震の教訓を踏まえ、平成29年7月に「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」通知を発出し、県に対して一層の体制整備を要請しています。

こうした中で、地域の災害時保健医療体制の充実・強化を図るため、別添のとおり「災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針」及び「地域災害医療コーディネーターマニュアル『活動の目安』」を策定したので通知します。

各保健所においては、通知の趣旨を踏まえ適切な対応をお願いします。

なお、通知の施行にあたり別紙の点に御留意ください。

《担当》

保健医療政策課 政策企画担当 関口、山川  
048-830-3229  
(健康危機管理に関する事、保健所との連絡調整  
に関する事)

医療整備課 地域医療対策担当 佐藤、外園  
048-830-3643  
(災害時医療体制の整備に関する事)

## 別紙

### 災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針及び 地域災害医療コーディネーターマニュアル「活動の目安」の施行にあたって

- 1 地域災害医療コーディネーターに周知を図るほか、今後市町村に対して説明会を開催し、理解と協力を求めています。
- 2 地域災害医療コーディネーターマニュアル「活動の目安」については、地域の実情に応じた災害時の保健医療救護対策を検討する際の参考となることを想定して作成したものであることに留意してください。  
また、地域における協議の状況等を把握した上で、原則として毎年内容を見直すこととします。
- 3 さいたま市保健所、川越市保健所、越谷市保健所及び川口市保健所の取扱いについては、各市の防災計画等を踏まえた市の意向や取組を確認させていただいた上で、改めて協議させていただきます。
- 4 「保健医療調整本部」については、県内の医療関係機関等との協議を進め、災害時に迅速に設置できるよう取り組んでまいります。

# 埼玉県における災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針

平成 30 年 8 月 16 日

保健医療部長決裁

## 1 災害対策本部における保健医療調整機能の強化

首都直下地震など多数傷病者の発生が見込まれる大規模災害時において、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うため、埼玉県災害対策本部医療救急部に保健医療調整本部の機能を追加する。

## 2 地域における災害時保健医療体制の充実・強化

関係機関の連携のもとで保健所機能の充実・強化を図り、地域の保健医療活動を適切に推進するため、原則として二次保健医療圏ごとに地域災害保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。主な役割や構成員等については別紙 1 - 1 のとおりとする。

災害時に対策会議が迅速に設置できるよう、地域の実情に応じた災害時医療体制を検討するため、原則として平成 31 年 3 月までに全ての県保健所に地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。主な役割や構成員等については別紙 2 のとおりとし、救急医療対策協議会など既存の会議の枠組みを活用することも可能とする。

第 7 次埼玉県地域保健医療計画に基づき、2023 年度までに二次保健医療圏ごとに災害時の医療チーム等の受入れを想定したコーディネート機能の確認を行う災害訓練を実施する。

地域における災害時保健医療体制の充実・強化を図るため、保健医療政策課及び医療整備課は、保健所に対して情報提供や相談対応などの支援を行う。医療整備課は、埼玉県医師会と協力して地域災害医療コーディネート体制の充実・強化を図るとともに、市町村に対して体制の整備を促進するため研修会その他必要な助言と支援を行う。

## 別紙 1 - 1 地域災害保健医療対策会議（対策会議）の主な役割や構成員等

### 1 主な役割

- ・ 発災直後から活動してきた地域災害医療コーディネーターをはじめ、関係機関との緊密な連携を行う。
- ・ 医療機関等の被害状況や避難所・救護所等における保健医療ニーズ等について情報を収集する。
- ・ 避難所等での保健医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、埼玉県災害対策本部医療救急部から派遣された保健医療活動チーム（以下「保健医療活動チーム」という。）の受入れ及び派遣調整を行う。
- ・ 災害の規模や被災の状況、地域の災害時医療資源の状況を踏まえ、対策会議を終結することや、二次保健医療圏の副次圏に対策会議を設置することを検討・決定する。

※ 具体的な役割は別紙 1 - 2 のとおり

### 2 構成員の例示

別紙 2 に例示する調整会議のメンバーに加えて

- ・ 来援の保健医療チームや自衛隊等
- ・ 医薬品関係団体、医療機器関係団体
- ・ 水道、電気、ガス、電話等のライフライン事業者 など

### 3 会議の設置・運営

- ・ 会議は、発災後 1 週間以内に、二次保健医療圏に 1 か所設置する。
- ・ 会議は、保健所に設置することを原則として、設置場所及び事務局の体制については、地域で想定される災害の規模、地域の災害時医療資源の状況（災害拠点病院の設置状況等）及び圏域内の調整会議の意見を踏まえ、順位を付けて複数案を事前に定める。
- ・ 会議には本部長及び副本部長をおく。

本部長及び副本部長は、圏域内の調整会議の意見を踏まえ事前に決定する。副本部長は役割分担を定めて複数人を定める。

## 別紙 1 - 2 地域災害保健医療対策会議（対策会議）の具体的な役割（主なもの）

### ○ 全体的な役割

（平成 29 年 7 月 5 日付け厚生労働省医政局長等通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」に規定されている保健所の役割）

#### (1) 保健医療活動チームの派遣調整

- ・ 保健医療活動チームに対して、市町村と連携して保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該チームの避難所等への派遣調整を行うこと。

#### (2) 保健医療活動に関する情報連携

- ・ 保健医療活動チームに対して、記録及び報告のための統一的な様式を示すとともに、適宜活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等の報告を求めること。
- ・ 保健医療活動チームの撤退に当たって適切な引継ぎができるよう新たなチームに対して情報伝達を行うこと。
- ・ 市町村（市町村災害対策本部に置かれる調整本部等）と緊密な連携を図り、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等に関して情報共有を図ること。
- ・ 保健医療活動チームの活動内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の情報を整理分析し、保健医療調整本部と情報共有を図ること。

#### (3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析

### ○ 具体的な役割

#### 1 医療救護活動

- ・ D M A T の撤収に伴う引継対応
- ・ 保健医療活動チームの応需調整・撤退時期の検討

#### 2 救護所・避難所評価

- ・ 保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携、活動支援
- ・ 救護所・避難所の集約に関する助言

#### 3 小児周産期医療支援

- ・ 災害時小児周産期リエゾンとの連携、活動支援

#### 4 医薬品、医薬材料等の供給管理

- ・ 薬剤師、医薬品卸業協会などとの連携、活動支援

#### 5 精神・心理支援

- ・ D P A T との連携、活動支援

#### 6 歯科衛生・栄養管理

- ・ 歯科医師、栄養士などとの連携、活動支援

#### 7 D V T 対策、感染症対策

- ・ 看護師、保健師などとの連携、活動支援

#### 8 福祉避難所支援

- ・ 保健師、リハビリチームなどとの連携、活動支援

#### 9 難病患者等の在宅医療支援

- ・ 保健師、訪問看護ステーション、介護関係者などとの連携、活動支援

#### 10 その他

- ・ 透析、小児周産期、精神疾患等配慮が必要な患者の健康管理支援
- ・ D H E A T の受入等調整、医療ボランティアの受入等調整 など

## 別紙2 地域災害保健医療調整会議（調整会議）の主な役割や構成員等

### 1 主な役割

- ・ 災害時に対策会議が迅速に設置できるよう、対策会議の設置場所や運営に関する検討を行う。
- ・ 災害時の活動の参考となる地域の基本的な保健医療データや医療機関情報、関係機関同士の連携のために必要な連絡先リストなど地域情報を収集し共有するとともに、被害想定等を踏まえたコーディネート活動に関するマニュアルの作成など地域における備えに関する検討を行う。
- ・ 地域災害医療コーディネーターが活動するために必要な体制や発災直後の情報収集体制の検討・整備を行う。
  - 情報の収集・分析や関係機関との連絡調整など地域災害医療コーディネーターを支える多職種で構成されるチームの設置
  - 地域災害医療コーディネーターの活動区域の検討 など
- ・ 二次保健医療圏ごとに関係機関の情報連携を確認するための情報伝達訓練や、災害時の医療チーム等の受入れを想定したコーディネート機能の確認を行う災害訓練を実施する。
- ・ 二次保健医療圏に複数の調整会議を設置する場合、それぞれの会議の連携方法について検討を行う。

### 2 構成員の例示

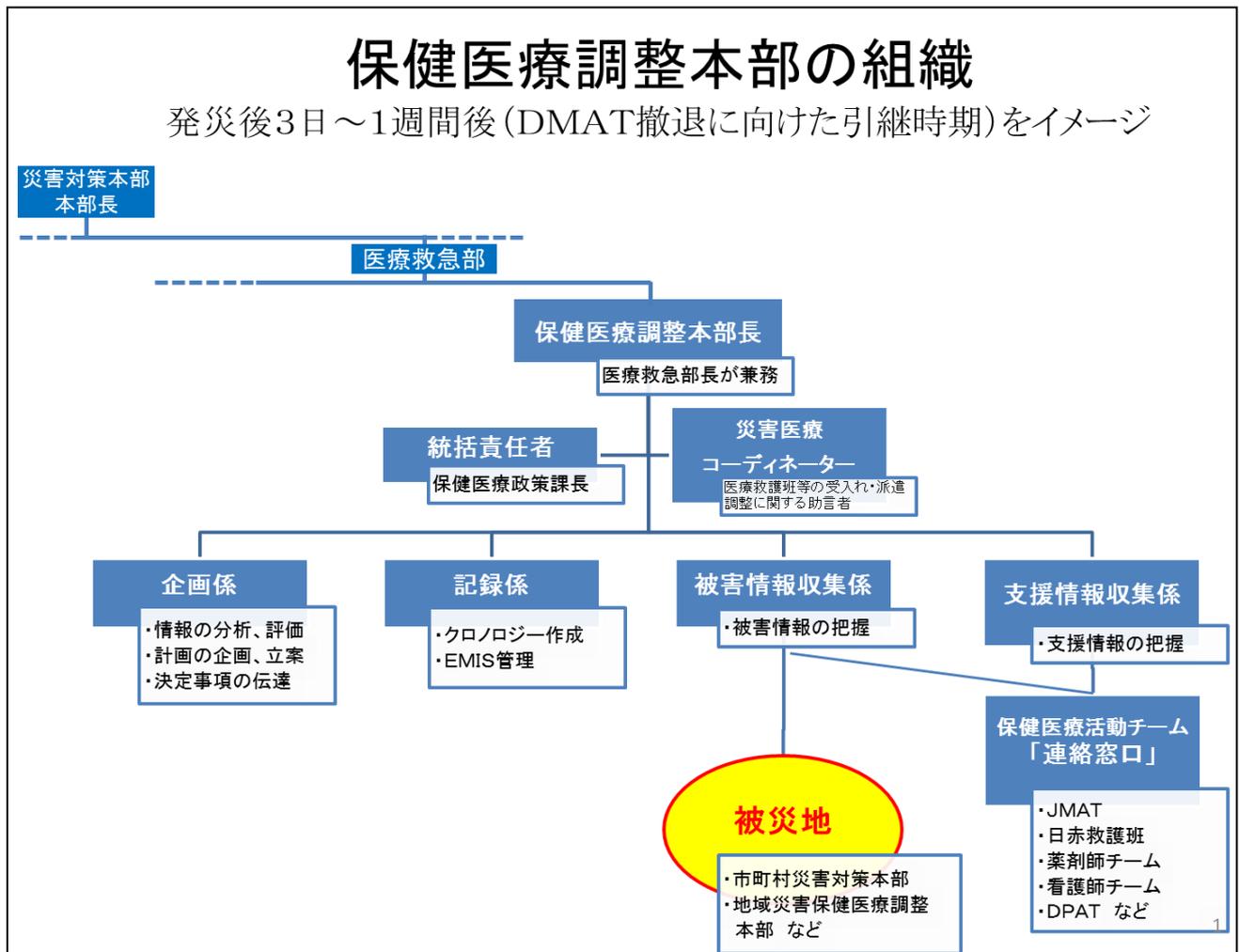
- ・ 県（保健所、地域振興センター）
- ・ 市町村（保健所、保健福祉担当、危機管理担当など）
- ・ 地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者
- ・ 地域災害医療コーディネーター
- ・ 消防、警察、歯科医師会、薬剤師会、看護協会
- ・ 透析、小児周産期、精神疾患等に係るコーディネーターやリエゾン等

### 3 会議の運営

- ・ 会議には、議長、副議長をおく。
- ・ 議長は保健所長とし、会議の事務局は保健所が担う。

※ 調整会議は既存の会議を活用することも可能とする。

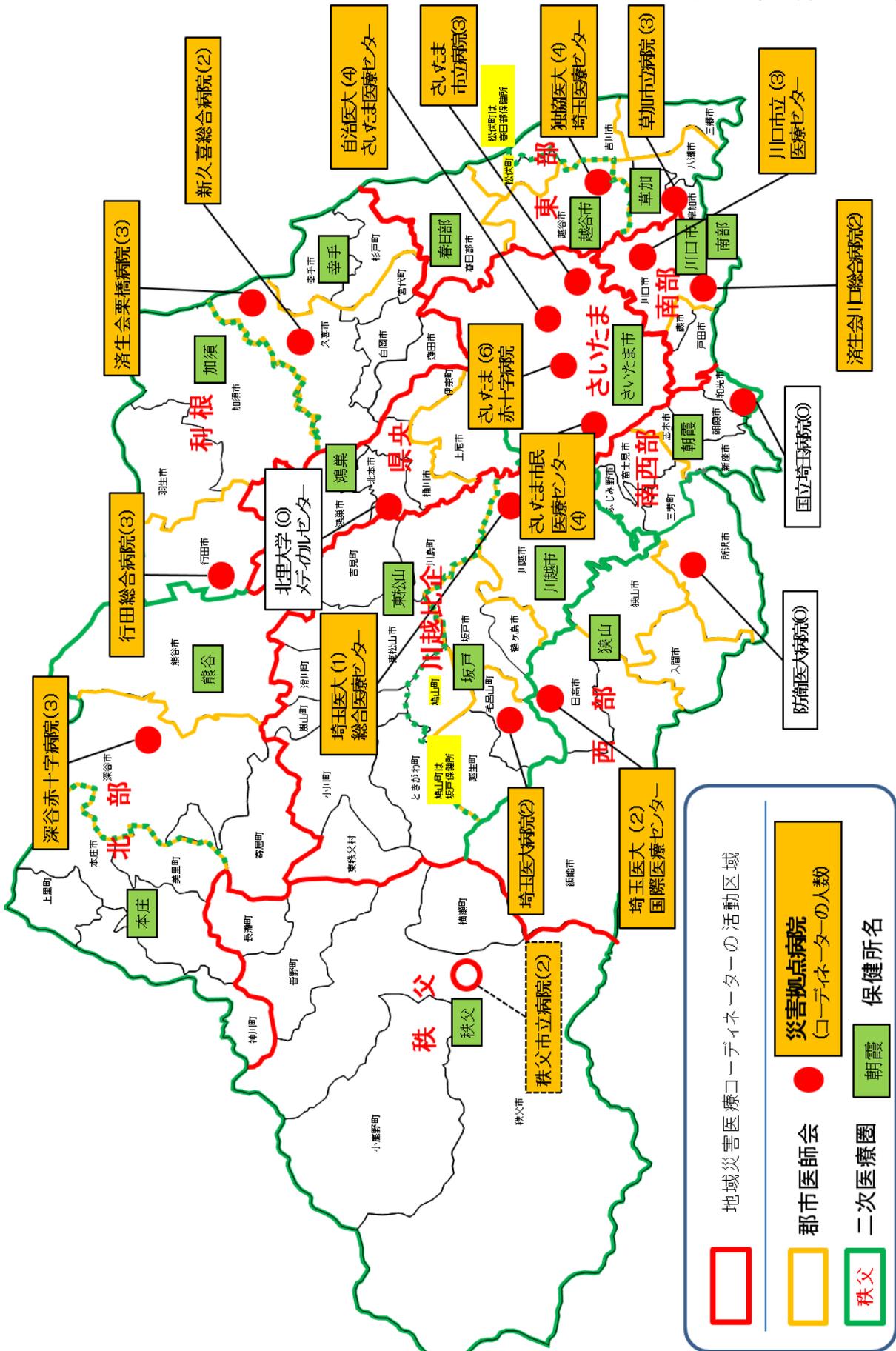
参考資料 1 埼玉県保健医療調整本部の組織



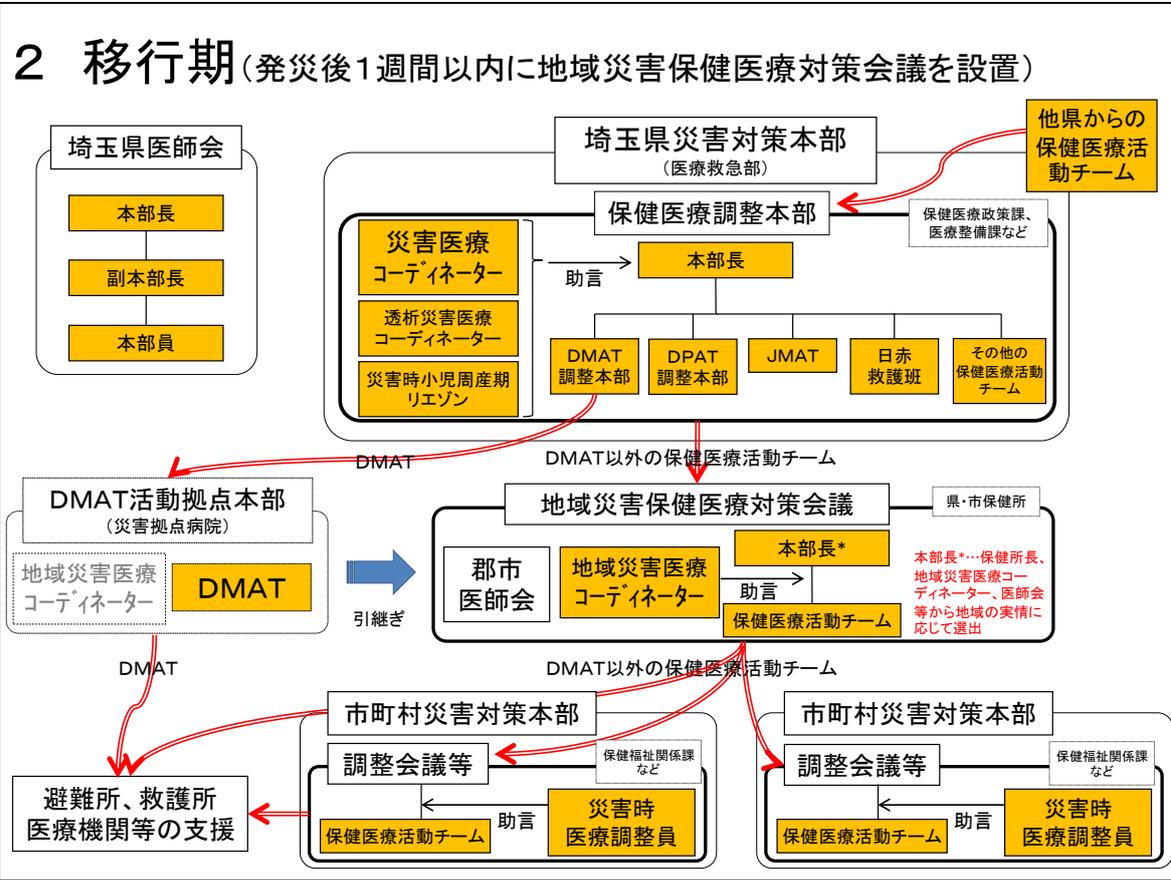
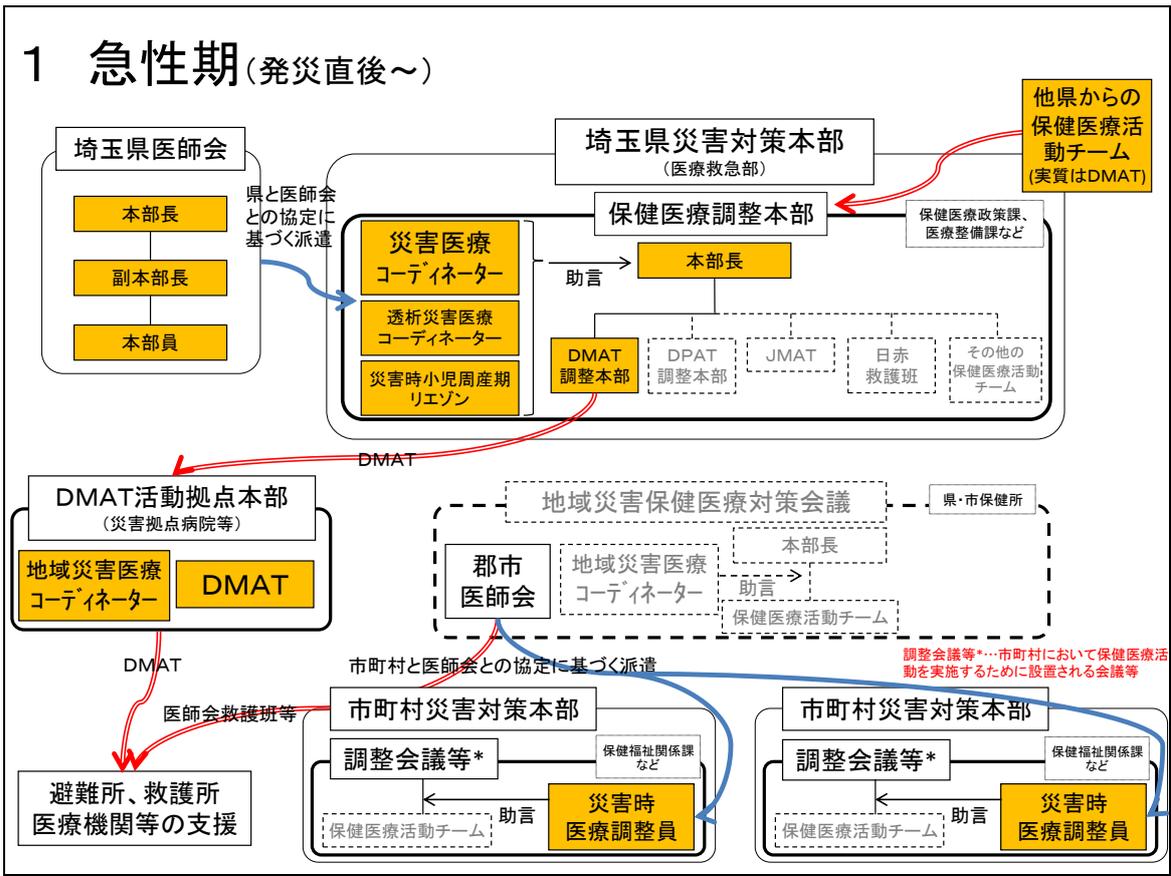
※ 保健医療調整本部の体制は、災害の種類や災害のフェーズにより保健医療ニーズが異なることを踏まえ、適宜変更することができる。

参考資料2 第二次保健医療圏及び地域災害医療コーディネーターの活動区域

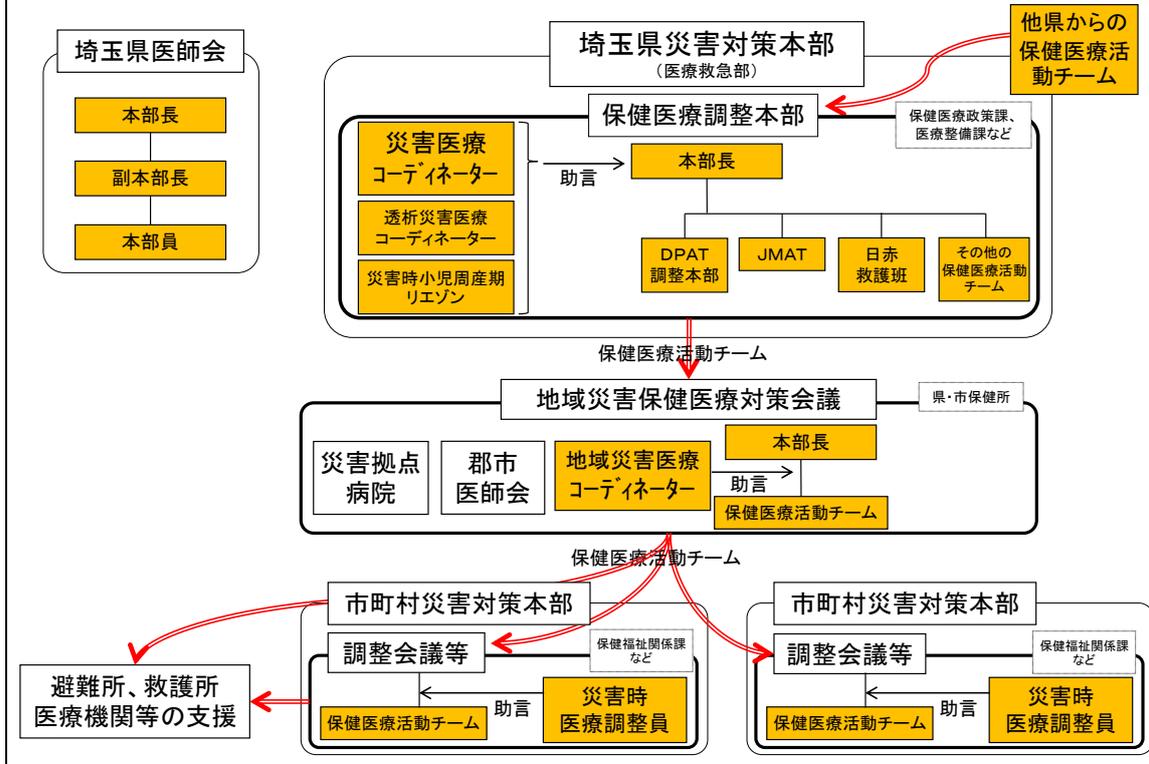
(平成30年8月16日現在)



参考資料3 災害時のフェーズごとの保健医療体制イメージ図



### 3 中・長期

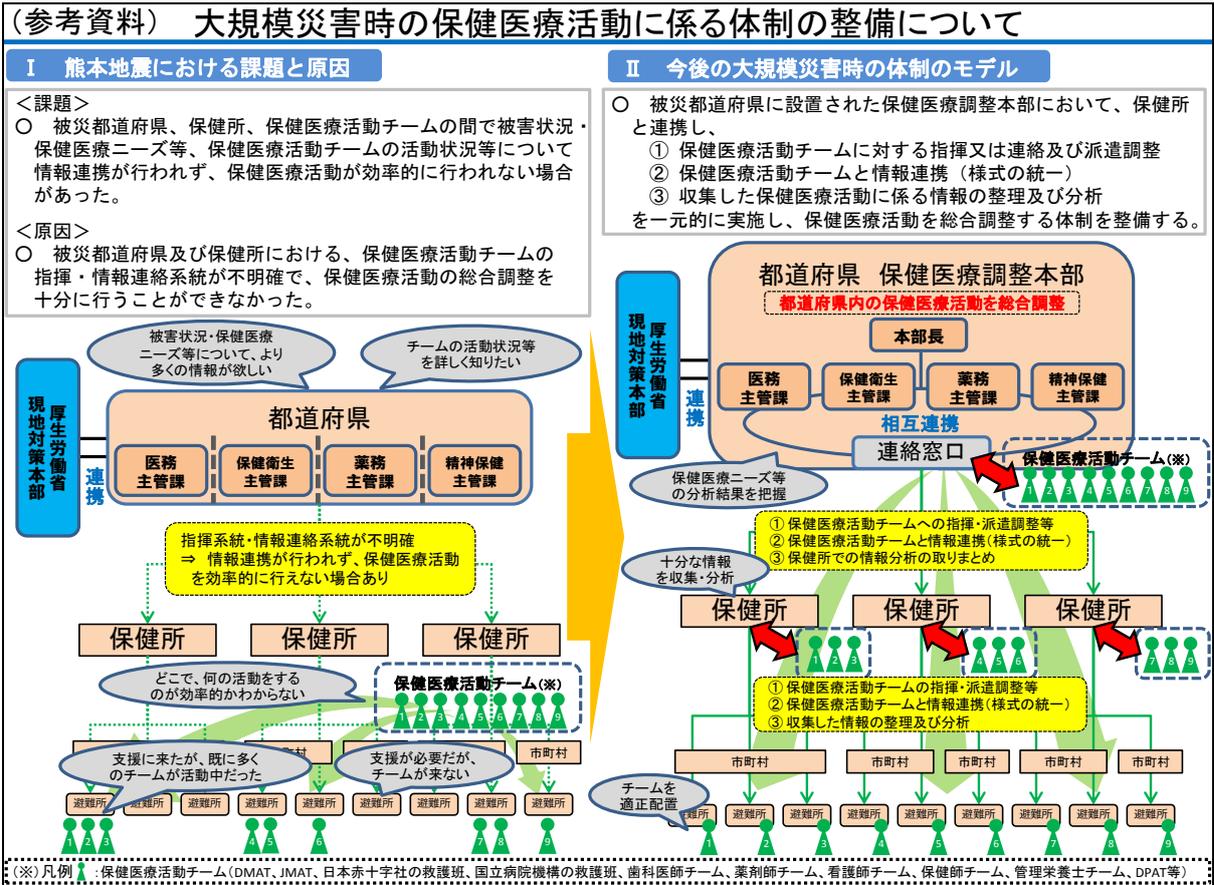


※ 市が設置する保健所については、市の意向を踏まえ今後調整していく。

参考資料3においては、単独で保健医療圏を構成していない市の保健所が県の保健所と合同で対策会議を設置する場合を想定している。

なお、さいたま市は単独でさいたま保健医療圏を構成していることから、市において対策会議に準ずる会議等の設置を想定している。

# 参考資料4 大規模災害時の保健医療体制のイメージ



出典；平成 29 年 7 月 5 日付け厚生労働省医政局長等通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」

**地域災害医療コーディネーター  
マニュアル  
「活動の目安」**

**埼玉県・埼玉県医師会**

**平成30年10月3日**

## 地域災害医療コーディネーターマニュアル「活動の目安」

このマニュアルは、地域災害医療コーディネーターの役割を明らかにすることにより、地域の関係機関との連携強化を促進し、災害時における医療救護活動や保健衛生活動に関するコーディネート活動ができるだけ円滑に実施できることを目的として作成するものである。

なお、このマニュアルは標準的な「活動の目安」として作成するものであり、地域の実情に応じた災害時の保健医療救護対策を検討する際の参考となることを想定している。

### 1 地域災害医療コーディネーターの役割

災害医療コーディネートとは、災害のフェーズごとに変化する医療需要に応じて適切な資源の分配を行い、被災者の健康支援の円滑化と被災した医療体制の早期復旧を目指すものである。

地域災害医療コーディネーターは、その知見を基に地域における災害医療コーディネート活動を支える人材である。

例えば、地域の医療資源では対応できないような多数傷病者が発生した時には、外部の保健医療活動チームの応援を求めるための受入れ・派遣調整の「窓口」となったり、小児・周産期医療のニーズに関して、災害時小児周産期リエゾンと連携して転院搬送を調整したりする役割を有する。

災害医療コーディネートは、コーディネーター1人でできるものではなく、地域の関係機関が連携して対応すべきものである。

そこで、首都直下地震など多数傷病者の発生が見込まれる大規模災害時において、関係機関の連携のもとで保健所機能の充実・強化を図り、地域の保健医療活動を適切に推進するため、原則として二次保健医療圏に1か所「地域災害保健医療対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置して検討・準備を進める。

また平時において、地域の医師会をはじめとする医療関係機関や、消防や市町村など行政関係機関を構成員とする「地域災害保健医療調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置して、災害時の迅速なコーディネート体制の構築に備える。

地域災害医療コーディネーターは、対策会議が設置された時は会議の構成員として助言者・調整者の立場で活動する。

具体的な活動内容は、**資料1**のとおりである。

### 2 災害時医療の区域と地域災害医療コーディネーターの活動区域

災害時医療における地域区分は、二次保健医療圏（保健所の管轄区域）とする。

地域災害医療コーディネーターの活動区域は、二次保健医療圏を原則としつつ、災害医療コーディネーターの指定状況や災害拠点病院の配置状況など、地域の実情に応じて活動区域を**資料2**のとおり定める。

なお、地域災害医療コーディネーターの活動地域に複数の災害拠点病院があるときは、地域の代表となる病院をあらかじめ決めておく。

### 3 地域災害医療コーディネーターの指定方法と指定基準

埼玉県と埼玉県医師会との間で締結した「災害時の医療救護に関する協定書」[資料4](#)及び「災害時の医療救護に関する協定実施細則」[資料5](#)に基づき、医師会長の推薦を得て知事が指定する。

コーディネーターは、災害のフェーズごとに適切な知見を有する専門家を指定することが望ましいため、県と県医師会において体制の充実・強化に引き続き取り組む。

また、今後県において、コーディネート活動を支えるロジスティック体制の整備（災害医療コーディネート研修への医師以外の者の参加促進など）に取り組む。

《推薦・指定の基準》

原則として、次のア～ウのいずれかに該当する者を推薦・指定する。

ア 災害拠点病院の医師（DMAT有資格者など）

イ 県又は国が実施する災害医療コーディネート研修を修了した医師

ウ ア、イと同等の知識を有する医師

### 4 その他

地域災害医療コーディネーターの費用弁償や身分保障については、「災害時の医療救護に関する協定実施細則」に基づく。

その他については、県と県医師会が協議して別に定める。

### 5 資料

[資料1](#) 地域災害医療コーディネーターの具体的な活動

[資料2](#) 地域災害医療コーディネーターの地域区分

[資料3](#) 地域災害医療コーディネーター等名簿

[資料4](#) 「災害時の医療救護に関する協定書」（平成19年6月14日）

[資料5](#) 「災害時の医療救護に関する協定実施細則」（平成26年3月4日）

[資料6](#) 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」  
（平成29年7月5日・厚生労働省医政局長等）

[資料7](#) 「埼玉県における災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針」  
（平成30年8月16日・埼玉県保健医療部長決裁）

## 地域災害医療コーディネーターの具体的な活動

### 1 災害時における役割

災害時のフェーズごとに推移する保健医療活動を踏まえ、地域の医療関係機関（災害拠点病院、郡市医師会その他医療関係団体、市町村災害対策本部、保健所など）と連携しながら活動する。

主な活動内容は、**別紙 1**（チェックリスト）のとおりである。

《活動のポイント》

#### (1) 発災直後の対応

##### ア 発災後の参集

参集の基準は、県災害対策本部の設置基準と同一とする。

(参考) 県災害対策本部の設置基準

- ・原則として震度 6 弱以上の揺れが発生した場合
- ・相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合（多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合）
- ※ E M I S を災害モードに切替、県ホームページに本部設置情報を掲載

発災直後から「対策会議」設置までの間は、原則として災害拠点病院等を参集・活動場所とする。

※「調整会議」において、地域の実情を踏まえ適切な場所をあらかじめ設定する。

##### イ 情報の収集

コーディネート活動のために必要な情報を次の方法により収集・分析する。

- ・ E M I S（広域災害救急医療情報システム）、埼玉県救急医療情報システム、埼玉県災害オペレーション支援システムの活用
- ・市町村災害対策本部、消防本部、郡市医師会等関係機関との情報共有

※「調整会議」において、共有すべき情報の内容や方法、関係機関の担当者名や連絡先を確認する。

##### ウ 情報の分析と提供・共有

収集した情報を分析し、地域内の医療資源で十分な医療救護活動が実施できるかどうかを検討の上、地域外から保健医療活動チーム（DMATを除く）を要請すべきと考えられるときは意見書を作成し関係機関（**別紙 1**（チェックリスト）4 参照）に提供する。様式の例は**別紙 2**のとおりである。

※「調整会議」において、市町村災害対策本部や保健所への情報提供の方法について確認する。

(2) 「対策会議」設置後から中長期まで

「対策会議」が設置された時は、会議の構成員として助言者・調整者の立場で活動する。

《「対策会議」の主な役割》

- ・DMA T 撤収後の医療救護活動の実施・支援
- ・保健衛生活動の円滑な実施・支援
- ・被災した医療資源の復旧に向けた計画（保健医療活動チームの段階的な撤退を含む）の策定と実施・支援 など

## 2 平時における役割

災害時に関係機関と連携してコーディネート活動を円滑に推進するためには、平時においても関係機関の担当者と定期的に情報共有を図り、いわば「顔の見える関係」を構築することが必要である。

主な活動内容は、**別紙3**（チェックリスト）のとおりである。

《活動のポイント》

(1) 「調整会議」への出席

地域における災害時医療を協議するため平時に開催される同会議に出席し、必要な助言・アドバイスを行う。

また、同会議等が主催する災害時医療に関する研修や訓練の円滑な実施に協力する。

## 3 その他活動上の注意点

(1) 所属団体における地域災害医療コーディネーター活動の位置付け

コーディネーターが所属する病院等のBCPや災害対策マニュアル等において、地域災害医療コーディネーターの活動が位置付けられていることが望ましい。

## 災害時の活動チェックリスト

### 1 発災直後

- 災害の規模等の把握（参集基準の確認）
- 参集（活動場所）への移動
- 通信手段の確保・確認
- 災害医療コーディネーター相互の連携・役割分担等の確認
- 関係機関への連絡（活動開始の宣言）

### 2 情報の収集

- (1) E M I S の活用
  - 病院の被災状況の把握
  - D M A T や D P A T 等の活動状況の把握
- (2) 災害オペレーション支援システムの活用
  - 人的被害情報の把握
  - 物的被害（役場庁舎、道路、通信など）の把握
- (3) 救急医療情報システムの活用
  - 各医療機関における患者受入状況の把握
- (4) 市町村災害対策本部等からの情報収集
  - ライフラインの被災状況
  - 避難所や救護所の状況（保健医療活動チームの支援の必要性）
  - 要援護者等の対応状況（保健医療活動チームの支援の必要性）
- (5) 他のコーディネーター等との情報共有
  - 災害時透析医療確保マニュアルに基づく地域ブロック代表との情報交換
  - 災害時小児周産期リエゾンとの情報交換

### 3 情報の分析

- 今後の医療需要の推移予測
- 地域の医療体制の被災状況の整理
- 地域外の保健医療活動チーム（D M A T を除く）の要請の必要性の検討
- 患者の域外搬送の必要性の検討
- 地域外から参集する保健医療活動チーム（D M A T を除く）の参集場所と経路、活動場所の検討

### 4 情報収集・分析結果を踏まえた医療救護活動に対する助言の提供

- 市町村災害対策本部へ
  - 保健所へ
  - 地元医師会へ
  - 県災害対策本部（災害医療コーディネーター）へ
- } 「対策会議」設置後は  
対策会議へ助言

## 5 フェーズごとの役割（※下線部分は前フェーズから引き続く役割）

- (1) 超急性期（発災直後から「対策会議」の設置（発災後1週間以内）まで）
- 医療救護活動の支援（保健医療活動チームの応需調整）
  - 病院避難の支援（DMAT及びDPAT等との連携）
  - 救護所設置・避難所評価の支援（保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携）
  - 小児周産期医療の支援（災害時小児周産期リエゾンとの連携）
- (2) 移行期【「対策会議」の取組※】
- （「対策会議」の設置・DMATの撤収から被災地の保健医療環境の本格的な復旧が始まるまで）
- 地域災害保健医療対策会議への参画（保健所、市町村、地元医師会等との連携）
  - 医療救護活動の支援（保健医療活動チームの応需調整）
  - 救護所設置・避難所評価の支援（保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携）
  - 小児周産期医療の支援（災害時小児周産期リエゾンとの連携）
  - 医薬品、医療材料等の供給管理（医薬品卸業協会、薬剤師などとの連携）
  - 精神・心理支援（DPATとの連携）
  - 歯科衛生・栄養管理の支援（歯科医師、栄養士などとの連携）
  - DVT対策、感染症対策の支援（保健師などとの連携）
  - 福祉避難所の支援（保健師、リハビリチームなどとの連携）
  - 難病患者等の在宅医療の支援（保健師、介護関係者などとの連携）
- (3) 中長期【「対策会議」の取組※】
- 医療救護活動の支援（保健医療活動チームの応需調整）
  - 保健医療活動チームの活動縮小の検討（撤収時期などの協議）
  - 救護所設置・避難所評価の支援（保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携）
  - 避難所集約の検討・助言（保健師、保健医療活動チームなどとの連携）
  - 小児周産期医療の支援（災害時小児周産期リエゾンとの連携）
  - 医薬品、医療材料等の供給管理（医薬品卸業協会、薬剤師などとの連携）
  - 精神・心理支援（DPATとの連携）
  - 歯科衛生・栄養管理の支援（歯科医師、栄養士などとの連携）
  - DVT対策、感染症対策の支援（保健師などとの連携）
  - 福祉避難所の支援（保健師、リハビリチームなどとの連携）
  - 難病患者等の在宅医療の支援（保健師、介護関係者などとの連携）
  - 「対策会議」の終了時期の検討

※ (2)及び(3)は対策会議の構成員として必要な助言や調整を行う。

全てのフェーズにおいて一人のコーディネーターが対応するのではなく、フェーズごとの保健医療ニーズにあった専門家を指定できるよう、県及び県医師会はコーディネート体制の充実・強化に努めていく。

## 別紙 2

### 保健医療活動チームの派遣要請に関する意見書

地域災害医療コーディネーター名

---

作成日時

---

年 月 日 時 分

担当地域（二次保健医療圏名）

---

担当地域における被害状況と医療救護活動の状況を踏まえると、地域外からの保健医療活動チーム（JMAT、JRATなど）の派遣を要請すべきと思われるので、地域災害医療コーディネーターとして助言します。

#### 1 現状の分析

- (1) 人的被害の状況
- (2) 医療機関の被災状況
- (3) 医療救護活動の状況

#### 2 今後の見込み

- (1) 人的被害
- (2) 医療機関の被災
- (3) 医療救護活動の状況

#### 3 派遣要請の内容

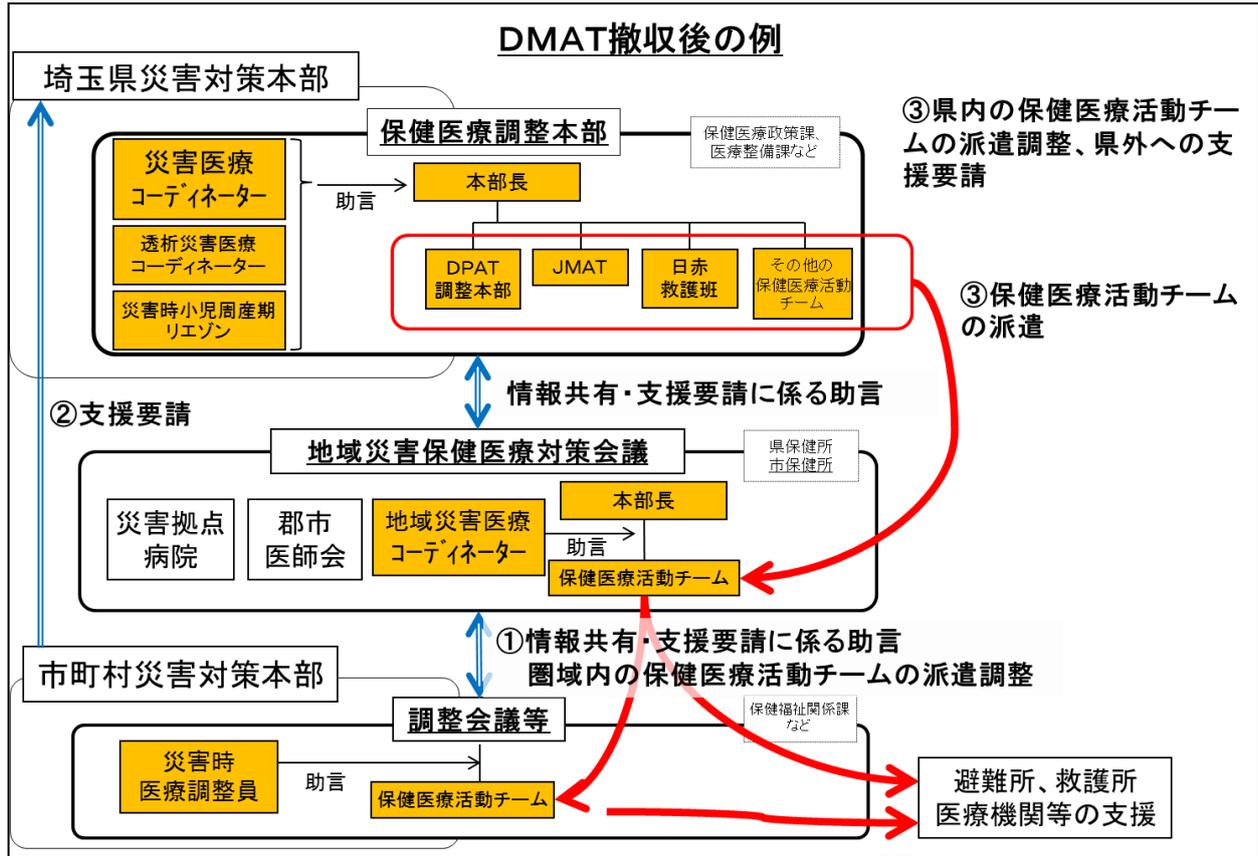
- (1) 主な活動地区
- (2) 派遣を要請する救護班の種類とチーム数
- (3) 参集拠点
- (4) 受入担当機関

- |                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「対策会議」が設置されるまでは、次の関係機関へ提出する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村災害対策本部</li><li>・ 保健所</li><li>・ 地元医師会</li><li>・ 県災害対策本部（災害医療コーディネーター）</li></ul></li><li>○ 「対策会議」設置後は、対策会議（本部長）へ提出する。</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 平時の活動チェックリスト

- 1 地域における関係機関の担当者（カウンターパート）連絡先や連絡方法等の確認
  - 市町村（市町村災害対策本部）
  - 郡市医師会
  - 保健所
  - 災害拠点病院等
  
- 2 災害時の活動の参考となる地域情報の収集
  - 地図、航空写真
  - 人口動態統計、保健データ
  - 医療機関や高齢者福祉施設等の一覧表
  - 地域で想定される災害の種類と対策（地域防災計画や被害想定調査など）
  - 市町村が設置する避難所や救護所の一覧表
  
- 3 「調整会議」への参画
  - 会議における助言・アドバイス
  - 研修会や訓練への協力

**参考資料** 災害時における情報と保健医療活動チームの流れについて



**① 情報共有・支援要請に係る助言、圏域内の保健医療活動チームの派遣調整**

地域災害保健医療対策会議と市町村災害対策本部は、EMIS等を使用して医療機関の被災情報や市町村が設置・運営する避難所・救護所の状況について情報共有する。

地域災害保健医療対策会議（同会議が設置されないときは地域災害医療コーディネーター）は、必要があれば、市町村対策本部に対して保健医療活動に関する助言を行うとともに、二次保健医療圏内における保健医療資源の調整を行う。

**② 県への支援要請**

市町村災害対策本部から保健医療活動チームの支援要請（派遣要請）は、県災害対策本部（保健医療調整本部）に対して行われる。

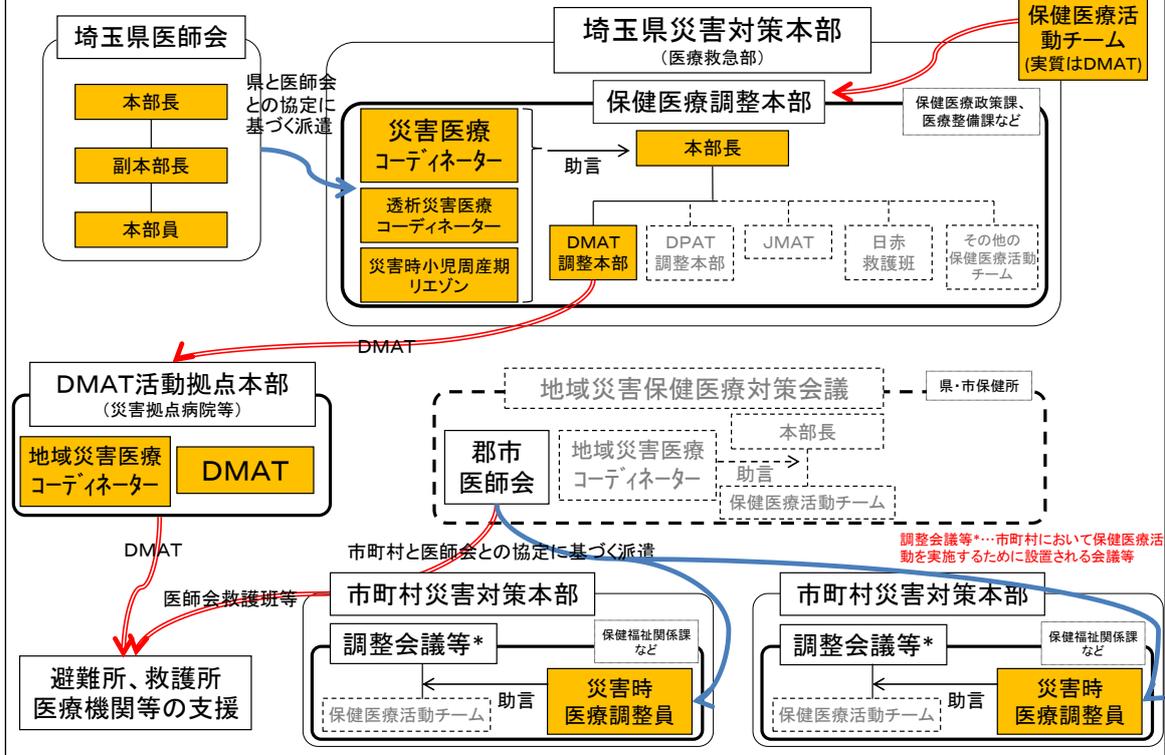
**③ 県内の保健医療活動チームの派遣調整、県外への支援要請、保健医療活動チームの派遣**

県災害対策本部（保健医療調整本部）は、県内の各地域災害保健医療対策会議の状況を確認のうえ、県内の保健医療活動チームを被災地へ派遣できないか検討する。

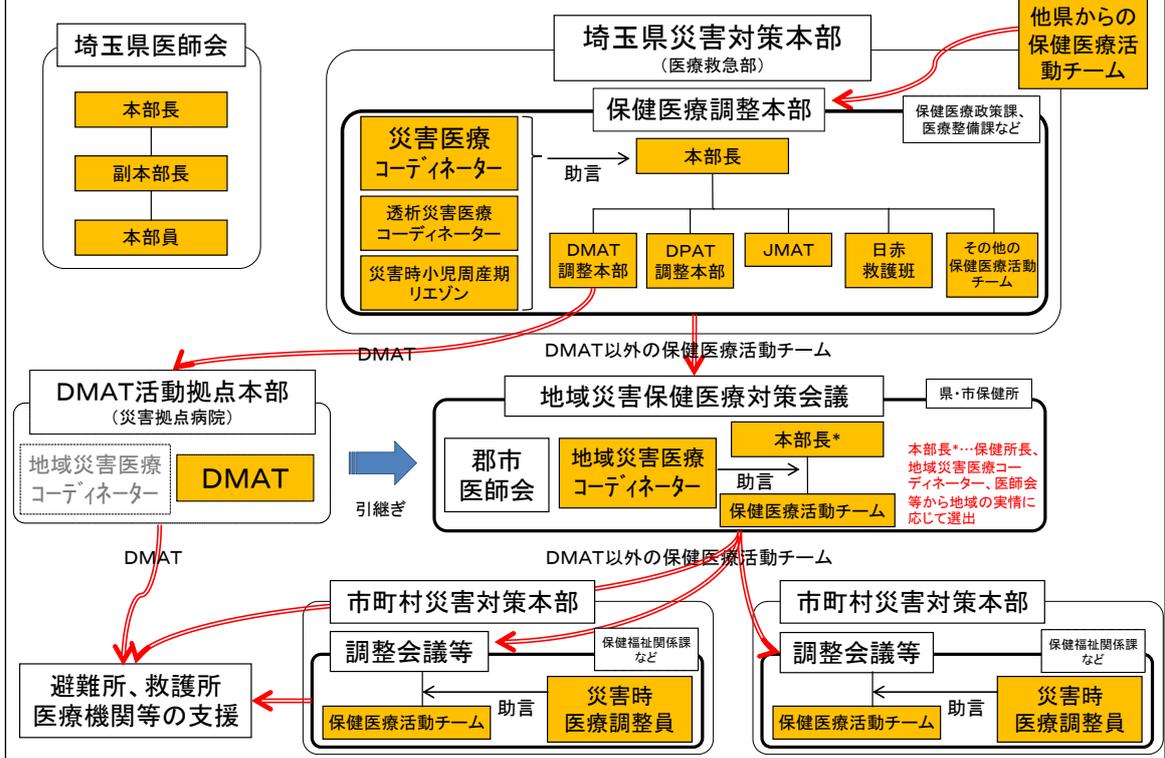
県内で対応できないときは、他県又は国（厚生労働省）と協議のうえ、支援要請（派遣要請）する。

保健医療活動チームの具体的な派遣先や活動内容は、要請のあった市町村の属する地域災害保健医療対策会議が市町村災害対策本部の意向を確認のうえ決定する。（可能な場合は、要請があった市町村災害対策本部において派遣先や活動内容を決定する。）

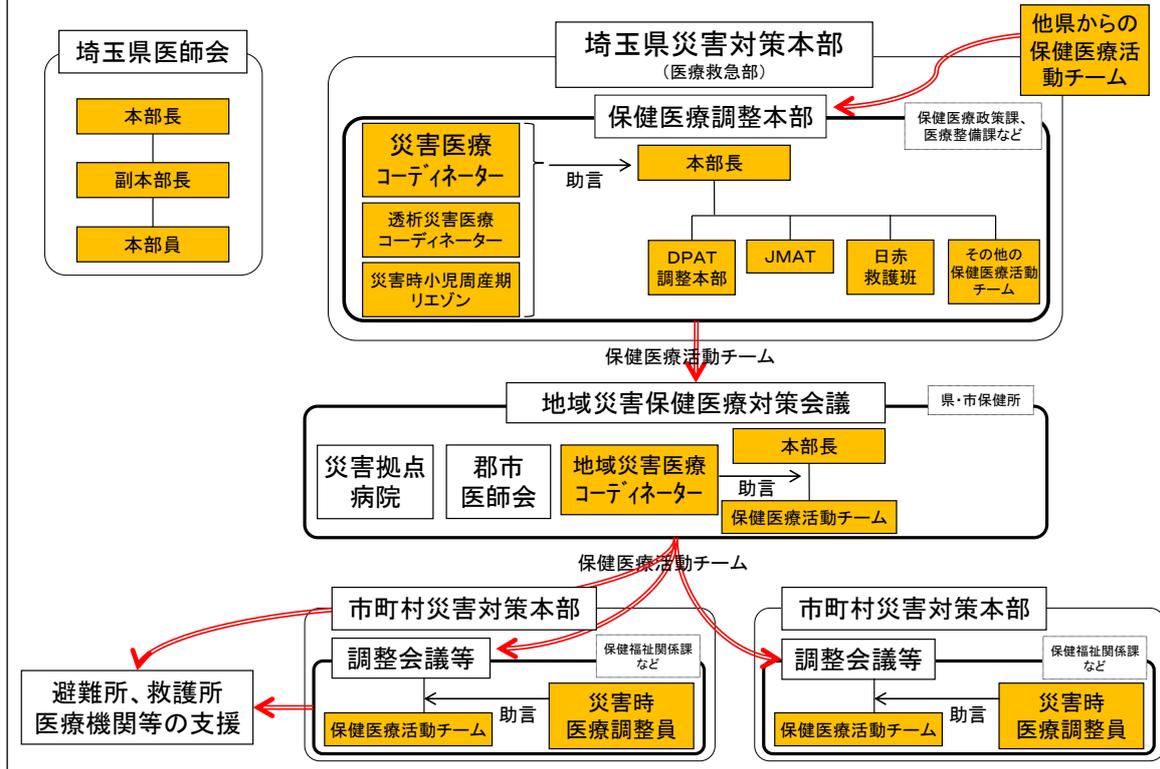
# 1 急性期(発災直後～)



# 2 移行期(発災後1週間以内に地域災害保健医療対策会議を設置)



### 3 中・長期



※ 市が設置する保健所については、市の意向を踏まえ今後調整していく。

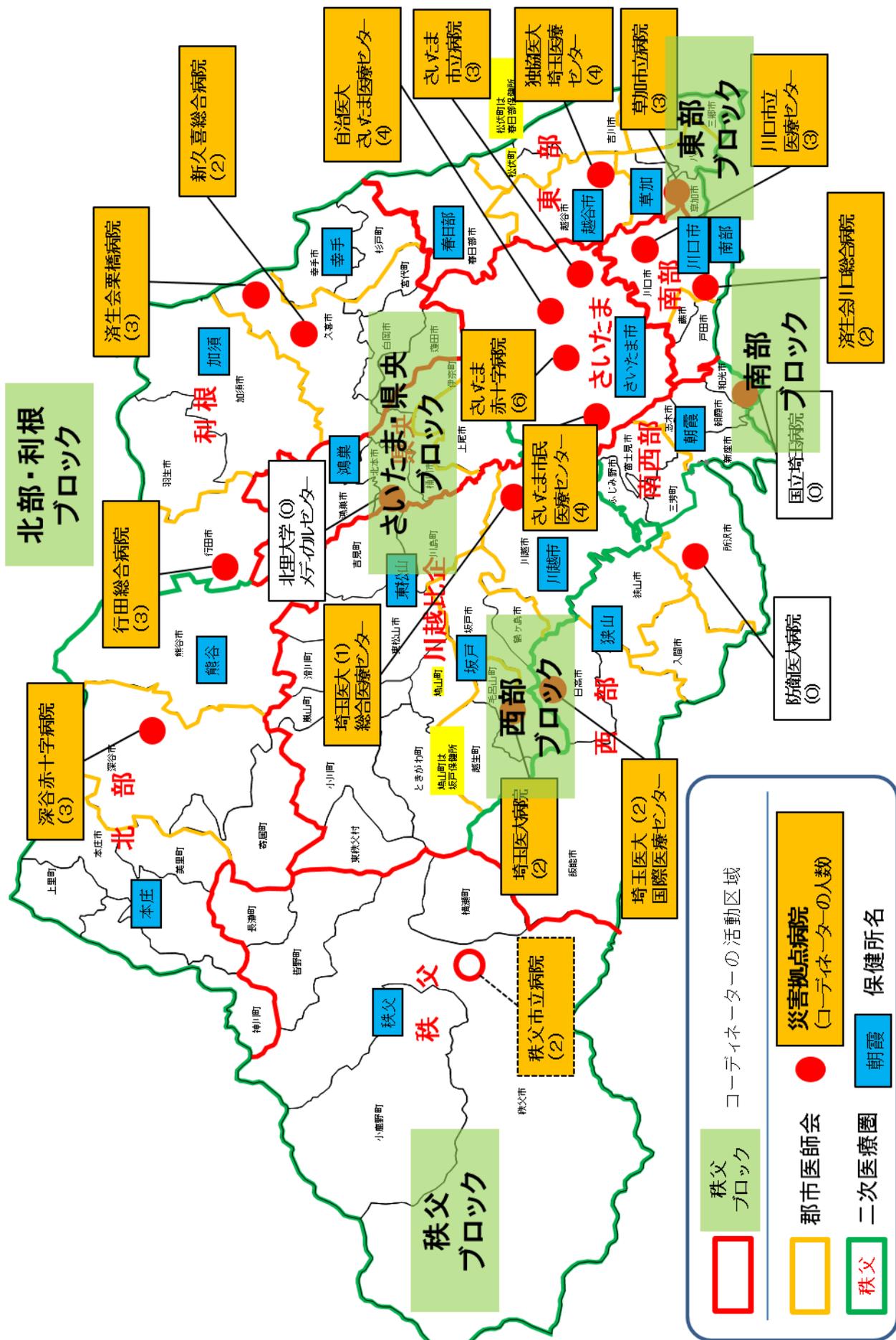
この参考資料は、単独で保健医療圏を構成していない市の保健所が県の保健所と合同で対策会議を設置する場合を想定して作成した。また、さいたま市は単独でさいたま保健医療圏を構成していることから、市において対策会議（に準ずる会議等）を設置することを想定して作成した。

## 地域災害医療コーディネーターの地域区分

資料2

	地域区分	郡市医師会	災害拠点病院等	二次保健医療圏	保健所	地域MC
さいたま市	さいたま・県央ブロック	浦和 さいたま市与野 大宮 岩槻	・さいたま市立病院 ・さいたま赤十字病院 ・自治医大さいたま医療センター ・さいたま市民医療センター	さいたま	さいたま市	中央
上尾市		上尾市		県央	鴻巣	
伊奈町		北足立郡市				
桶川市						
北本市			・北里大学メディカルセンター			
鴻巣市						
川口市	南部ブロック	川口市	・川口市立医療センター ・済生会川口総合病院	南部	川口市	南部
蕨市		蕨戸田市			南部	
戸田市						
川越市	西部ブロック (川越比企) (西部・南西部)	川越市	・埼玉医大総合医療センター	川越比企	川越市	西部第二
東松山市		比企			東松山	
滑川町						
嵐山町						
小川町						
川島町						
吉見町						
ときがわ町						
東秩父村						
鳩山町						
坂戸市			坂戸鶴ヶ島			
鶴ヶ島市						
毛呂山町		埼玉医科大学	・埼玉医大病院		m	
越生町						
ふじみ野市		東入間		南西部		
富士見市						
三芳町						
志木市			朝霞地区			
朝霞市						
新座市						
和光市		・国立病院機構埼玉病院				
所沢市		所沢市 防衛医科大学校	・防衛医大病院	西部	狭山	西部第一
狭山市		狭山市				
入間市	入間地区					
日高市	飯能地区	・埼玉医大国際医療センター				
飯能市						

	地域区分	郡市医師会	災害拠点病院等	二次保健医療圏	保健所	地域MC
熊谷市	北部・利根ブロック	熊谷市		北部	熊谷	北部地域
深谷市		深谷寄居	・深谷赤十字病院			
寄居町						
本庄市		本庄市児玉郡				
美里町						
上里町						
神川町						
行田市		行田市	・行田総合病院	利根	加須	東部地域
羽生市		北埼玉				
加須市						
久喜市		南埼玉郡市	・済生会栗橋病院 ・新久喜総合病院			
宮代町						
白岡市						
蓮田市						
幸手市		北葛北部		幸手		
杉戸町						
三郷市	東部ブロック	三郷市	東部	草加	東部地域	
草加市		草加八潮				・草加市立病院
八潮市						
吉川市		吉川松伏				
松伏町						
春日部市		春日部市				春日部
越谷市		越谷市		・獨協医大埼玉医療センター		越谷市
秩父市	秩父ブロック	秩父郡市	(・秩父市立病院)	秩父	秩父	北部地域
横瀬町						
皆野町						
長瀨町						
小鹿野町						



(このページは空白です。)

地域災害医療コーディネーター名簿

資料3

No	災害拠点病院	氏名	連絡先 電話番号	メールアドレス
1	さいたま市立病院	小山 卓史		
2		秋間 崇	連絡先等の個人情報は、マニュアル策定後、各コーディネーターの了解が得られ次第掲載します。	
3		武田 健太郎		
4	直江 康孝			
5	川口市立医療センター	立花 栄三		
6		坂田 一美		
7	済生会川口総合病院	石戸 保典		
8		光岡 英之		
9	自治医大さいたま医療センター	守谷 俊		
10		海老原 貴之		
11		千々和 剛		
12		下山 哲		
13	さいたま市民医療センター	塩谷 猛		
14		石田 岳史		
15		坪井 謙		
16		西本 創		
17	行田総合病院	坂野 孝史		
18		那須 学		
19		竹内 広史		
20	草加市立病院	南 和		
21		中川 恒明		
22		田村 清		
23	さいたま赤十字病院	清田 和也		
24		雨宮 守正		
25		田口 茂正		
26		八坂 剛一		
27		五木田 昌士		
28		江川 裕子		
29	秩父市立病院	勅使河原 正敏		
30		島村 寿男		
31	深谷赤十字病院	長島 真理子		
32		石川 文彦		
33		宮嶋 玲人		
34	新久喜総合病院	岡崎 幸生		
35		景山 寛志		
36	埼玉県済生会栗橋病院	太田 吉実		
37		西村 和幸		
38		鰐淵 博		
39	獨協医大埼玉医療センター	松島 久雄		
40		杉木 大輔		
41		鈴木 光洋		
42		上笹貫 俊郎		
43	埼玉医大総合医療センター	福島 憲治		
44	埼玉医大病院	芳賀 佳之		
45		木村 文彦		
46	埼玉医大国際医療センター	根本 学		
47		大谷 義孝		

## (県)災害医療コーディネーター

所属	氏名	連絡先 電話番号	メールアドレス
新藤医院(大宮区)	新藤 健		
とね川医院(浦和区)	利根川 洋二		
水谷医院(浦和区)	水谷 元雄		
シナプス埼玉精神神経センター(中央区)	丸木 雄一		
さいたま赤十字病院(中央区)	田口 茂正		

### ※ 災害医療コーディネーター

災害時に県災害対策本部に参集し、医療機関の被災状況について情報の収集・分析を行い、県内各地域間や県外に対する医療救護班の派遣要請や受入れに係る調整を行うなどして、県が行う災害時医療が円滑かつ効率的に行われるようサポートする役割を担う。

## 透析災害医療コーディネーター名簿

所属	氏名	連絡先 電話番号	メールアドレス
さいたま赤十字病院(中央区)	雨宮 守正		
望星クリニック(浦和区)	白井 哲夫		

### ※ 透析災害医療コーディネーター

災害時に県災害対策本部に参集し、透析医療機関の被災状況について情報の収集・分析を行い、必要な透析医療が迅速かつ的確に提供されるよう県に対して医学的助言を行うとともに、行政機関、医療関係機関等との調整を自ら行う。

なお、県内7ブロックの区域ごとに代表、副代表を設置して、各ブロック内における透析患者の受入調整等を実施することとしている。

### 地域ブロック代表及び副代表

地域ブロック・市町村	代表		副代表	
	氏名	所属医療機関	氏名	所属医療機関
第1 さいたま、川口、戸田、蕨	雨宮守正	さいたま赤十字病院	窪田研二 大河原 晋	済生会川口総合病院 自治医科大学附属 さいたま医療センター
第2 鴻巣、上尾、桶川、北本、伊奈	兒島憲一郎	上尾中央総合病院	長場泰	北里大学 メディカルセンター
第3 川越、富士見、ふじみ野、三芳、川島、所沢、狭山、入間、朝霞、志木、和光、新座	小川智也	埼玉医科大学 総合医療センター	奈倉勇爾 池田直史	志木駅前クリニック さやま腎クリニック
第4 東松山、滑川、嵐山、小川、吉見、ときがわ、東秩父、飯能、坂戸、鶴ヶ島、日高、毛呂山、越生、鳩山、秩父、横瀬、皆野、長瀨、小鹿野	中元秀友	埼玉医科大学病院	岡田浩一	埼玉医科大学病院
第5 本庄、美里、神川、上里、熊谷、行田、深谷、寄居	岡 治道	岡病院	逸見憲秋	深谷赤十字病院
第6 加須、羽生、久喜、蓮田、幸手、白岡、宮代、杉戸	杉浦秀和	済生会栗橋病院	種本雅之 津田武七	久喜総合病院 騎西クリニック病院
第7 春日部、草加、越谷、八潮、三郷、吉川、松伏	竹田徹朗	獨協医科大学 埼玉医療センター	丸山寿晴	春日部嬉泉病院

## 災害時小児周産期リエゾン名簿

診療科	所属	氏名	診療科	所属	氏名
新生児科	埼玉医科大学総合医療センター	石黒 秋生	産科	埼玉医科大学総合医療センター	板谷 雪子
	埼玉医科大学総合医療センター	金井 雅代		埼玉医科大学総合医療センター	成田 達哉
	埼玉医科大学総合医療センター	岡 俊太郎		さいたま赤十字病院	高橋 泰洋
	県立小児医療センター	芳賀 光洋		さいたま赤十字病院	伊藤 朋子
	県立小児医療センター	関野 将行		小児科	埼玉医科大学総合医療センター
		埼玉医科大学総合医療センター	小林 信吾		
		さいたま赤十字病院	佐藤 有子		

### ※ 災害時小児周産期リエゾン

災害時に県災害対策本部に参集し、小児周産期医療に特化して新生児や妊産婦等の搬送先や搬送手段の調整、DMATへの助言等を行う。

## 災害時の医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者の傷病の程度の判定

（2）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

（3）医療機関への搬送の要否及びその順位の決定

（4）死亡の確認及び死体の検案

（5）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 6月14日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
甲 埼玉県  
埼玉県知事 上田清司

さいたま市浦和仲町三丁目5番1号  
乙 社団法人埼玉県医師会  
会長 吉原忠男

## 災害時の医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

## （医療救護計画）

第1条 協定第2条の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 医療救護班（他都道府県から派遣された医療救護班を含む）の派遣調整体制
- (4) 郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- (5) 指揮系統
- (6) （甲と共同で実施する）災害医療情報の収集・分析体制
- (7) 医薬品、医療用資器材の確保
- (8) その他必要な事項  
（災害医療コーディネーター）

第2条 乙は、事前に災害時に前条に掲げる事務を行う責任者となる予定の者をあらかじめ甲に推薦する。

- 2 甲は、前項により推薦された者を「埼玉県災害医療コーディネーター」に指定し、指定書（様式第1号）を交付する。
- 3 前項により指定を受けた埼玉県災害医療コーディネーターは、埼玉県災害対策本部が設置された場合、同対策本部医療救急部長の要請等を受けて災害時の医療救護の実施にあたりとともに、医療救急部長に対し必要な助言等を行う。

## （派遣要請）

第3条 協定第3条の医療救護班の派遣要請は文書（様式第2号及び様式第2号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

## （医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第3号）
- (2) 班員名簿（様式第4号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第5号）

## （事故報告）

第5条 乙は、協定第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告するものとする。

## （費用弁償の額）

第6条 協定第10条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和2

2年政令第225号)の定めるところによる。

3 協定第10条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

第7条 協定第10条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」(様式第7号)により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月4日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

乙 さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号  
一般社団法人埼玉県医師会

会 長 金 井 忠 男

第 号

〇〇 〇〇 様

指定書

あなたを埼玉県災害医療コーディネーターとして指定  
します。

平成 年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇

様式第2号

平成 第 年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護に関する協定第3条の規定により、下記のとおり医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数

平成 第 年 月 日 号

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）  
平成 年 月 日付け 第 号により要請した医療救護班の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数
- 4 変更の理由

医療救護活動報告書

班名  
班長氏名

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	死体検案数	備 考
		人		人	
計					





事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会  
会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名			性別	男・女	年齢	歳
住 所						
班 名		職種		勤務先		
活動場所						
傷 病 名			程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）	医療機関名					
受 傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
死 亡	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
事故発生時の状況						

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会  
会長

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の  
医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

科発 0705 第 3 号  
 医政発 0705 第 4 号  
 健発 0705 第 6 号  
 薬生発 0705 第 1 号  
 障発 0705 第 2 号  
 平成 29 年 7 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長  
 医 政 局 長  
 健 康 局 長  
 医 薬・生活衛生局長  
 社会・援護局障害保健福祉部長  
 ( 公 印 省 略 )

#### 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局長通知」という。）等により整備がなされ、救護班（医療チーム）の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところである。

平成28年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官（事務）を座長とする平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月20日）において、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。

こうした点を踏まえ、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にし  
てもらおうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項  
の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであ  
ることを申し添える。

## 記

### 1. 保健医療調整本部の設置等について

#### (1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速  
やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動（以  
下单に「保健医療活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健  
医療調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療調整本部の設  
置については、当該保健医療調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該  
保健医療調整本部の機能を持たせても差支えないこと。

また、これまで救護班（医療チーム）の派遣調整等については平成 24 年医  
政局長通知に基づく派遣調整本部が行い、被災都道府県における保健衛生活  
動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行って  
きたところであるが、保健医療調整本部において、保健医療活動チームの派  
遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及  
び分析等の保健医療活動の総合調整を行うことになるため、派遣調整本部の  
機能については、保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置し  
ないこと。

#### (2) 組織

##### ① 構成員

保健医療調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、  
薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員、災害医療コ  
ーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調  
整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療調整本部には、本部長を  
置き、保健医療を主管する部局の長その他の者のうちから、都道府県知  
事が指名すること。

##### ② 連絡窓口の設置

保健医療調整本部は、保健所、保健医療活動チーム（災害派遣医療チ  
ーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護

班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT) その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。) をいう。以下同じ。) その他の保健医療活動に係る関係機関 (以下単に「関係機関」という。) との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

### ③ 本部機能等の強化

保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

また、保健医療調整本部は、保健医療活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部 (厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあつては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。) と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

## 2. 保健医療活動の実施について

### (1) 保健医療活動チームの派遣調整

① 保健医療調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整 (以下「指揮等」という。) について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。

- ③ 保健医療調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえることに留意すること。
- ④ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療調整本部及び保健所に登録し、保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。

## (2) 保健医療活動に関する情報連携

- ① 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかつた保健医療ニーズについて報告するよう求めること。

イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。

- ② 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録報告書」(平成27年2月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添1)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「大規模災害における保健師の活動マニュアル」(平成25年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会)及びその様式(別添2)を参考とすることが望ましいこと。

- ③ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。
- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、

保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。

- ⑤ 保健医療調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議等が考えられること。

(3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析

- ① 保健所は、今後実施すべき保健医療活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
- ② 保健医療調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療活動の総合調整に活用すること。

(別添1)

# 災害診療記録

項目は、および必要記入項目です。

年 月 日

トリアージタグ&番号	* 該当項目に○を付す 赤 黄 緑 黒	番号	トリアージタグ記載者・場所・機関
------------	------------------------	----	------------------

メディカルID											* 該当性別に○を付す M F
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------

フリガナ	* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載										男	保険者番号
氏名											女	記号・番号

生年月日 年齢	* 年齢不詳の場合は推定年齢 M T S H 年 月 日 ( ) 歳										[携帯]電話番号
------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

住 所	自宅											* 該当項目に○を付す 健存 半壊 全壊
	<input type="checkbox"/> 避難所1	<input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車内 <input type="checkbox"/> その他										
	<input type="checkbox"/> 避難所2	<input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車内 <input type="checkbox"/> その他										

職 業											連絡先(家族・知人・その他)	連絡先なし
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------	-------

【禁忌事項等】											
<input type="checkbox"/> アレルギー											
<input type="checkbox"/> 禁忌食物											

【特記事項(常用薬等)】											
<input type="checkbox"/> 抗血小板薬 ( )											
<input type="checkbox"/> 抗凝固薬 <input type="checkbox"/> ワーファリン ( )											
<input type="checkbox"/> 糖尿病治療薬 <input type="checkbox"/> インスリン <input type="checkbox"/> 経口薬											
<input type="checkbox"/> ステロイド ( )											
<input type="checkbox"/> 抗てんかん薬 ( )											
<input type="checkbox"/> その他 ( )											
<input type="checkbox"/> 透析											
<input type="checkbox"/> 在宅酸素療法(HOT)											
<input type="checkbox"/> 災害時要援護者( <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 <input type="checkbox"/> その他( ) )											

【フォローアップ】 <input type="checkbox"/> 必要(次の該当項目に○を付す。身体的/精神的/社会的/その他)											
--------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

傷病名	開始	診察場所	所属・医師サイン
	年 月 日		

は、 および必要記入項目です。

年 月 日

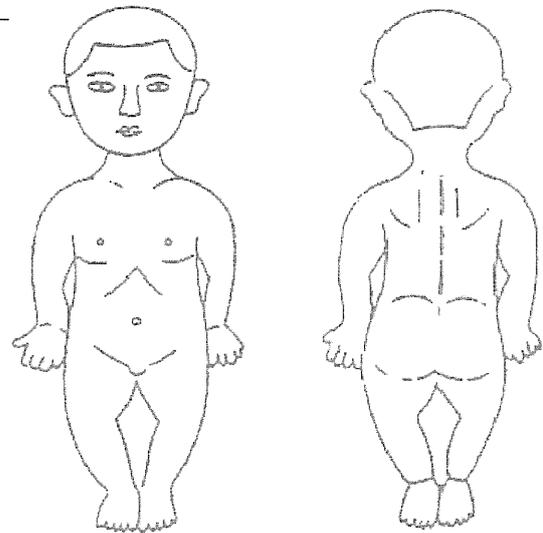
\* 該当性別に○を付す

メディカルID										M	F
バイタルサイン等	意識障害: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		呼吸数: /min	脈拍: /min	* 該当項目に○を付す 整 不整		血压: / mmHg	体温: °C			
身長: cm、	体重: kg	既往歴 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> その他( )									
予防接種歴	<input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 破傷風 <input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> 肺炎球菌 <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> その他( )						妊娠	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

主訴

外傷⇒黄色タグ以上は外傷カルテへ(J-SPEEDは記入)

- 痛み ( 頭痛 胸部痛 腹痛 その他: \_\_\_\_\_ )
- 熱発 \_\_\_\_\_ 日
- 咽頭痛  咳  呼吸苦
- 食思不振  下痢 \_\_\_\_\_ 日 ( 水様便、血便 )
- 不眠  めまい
- 皮膚症状  眼の症状  耳の症状
- その他



診断	<input type="checkbox"/> 処置あり <input type="checkbox"/> 処置なし	処方 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
#1	<input type="checkbox"/> 創処置 <input type="checkbox"/> 点滴 <input type="checkbox"/> 注射 *その場の処置としての <input type="checkbox"/> 外用 <input type="checkbox"/> 内服 <input type="checkbox"/> その他	#1

初診時J-SPEED

<input type="checkbox"/> 1 男性	<input type="checkbox"/> 7 熱傷(皮膚/気道)	<input type="checkbox"/> 13 呼吸器感染症	<input type="checkbox"/> 19 気管支喘息発作	<input type="checkbox"/> 25 治療中断
<input type="checkbox"/> 2 女性	<input type="checkbox"/> 8 溺水	<input type="checkbox"/> 14 消化器感染症	<input type="checkbox"/> 20 災害ストレス諸症状	<input type="checkbox"/> 26 災害関連性なし
<input type="checkbox"/> 3 歩行不能(被災後~)	<input type="checkbox"/> 9 クラッシュ症候群	<input type="checkbox"/> 15 麻疹疑い	<input type="checkbox"/> 21 緊急心理ケア	<input type="checkbox"/> 27
<input type="checkbox"/> 4 搬送必要	<input type="checkbox"/> 10 人工透析必要	<input type="checkbox"/> 16 破傷風疑い	<input type="checkbox"/> 22 緊急介護/看護	<input type="checkbox"/> 28
<input type="checkbox"/> 5 創傷(臓器)損傷	<input type="checkbox"/> 11 深部静脈血栓症疑	<input type="checkbox"/> 17 皮膚疾患	<input type="checkbox"/> 23 緊急水・食料	<input type="checkbox"/> 29
<input type="checkbox"/> 6 骨折	<input type="checkbox"/> 12 発熱	<input type="checkbox"/> 18 血圧>160/100	<input type="checkbox"/> 24 緊急栄養	<input type="checkbox"/> 30

【記載者】 ( 医師 看護師 薬剤師 その他 )

所属 氏名

は、 および必要記入項目です。

\* 該当性別に○を付す

メディカルID											M							
											F							

日時	所見	前頁のJ-SPEED#3 #26の該当コードを記載	処置・処方	診療場所 所属 医師等サイン

は、 および必要記入項目です。

\* 該当性別に○を付

メディカルID									M						
									F						

日時	所見	2頁のJ- SPEED#3 #26の該当 コトを記載	処置・処方	診療場所 所属 医師等サイン

【転帰】 年 月 日

1帰宅

2転送(手段: 搬送機関: 年 月 日  
搬送先: )

3紹介先

4死亡(場所: 時刻: 確認者: )

【災害と傷病との関連】

1有 ( 新規 / 悪化 / 慢性疾患増悪 )

2無

3わからない

最終診療記録管理者 \_\_\_\_\_





# (別添 2)

## 避難所情報 日報 (共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名	所在地(都道府県、市町村名)	避難者数 昼: 人 夜: 人	
	電話	FAX	施設の広さ	
	スペース密度	過密・適度・余裕	施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを 含む)	
	交通機関(避難所と外との交通手段)			
組織や活動	管理統括・代表者の情報			
	氏名(立場) その他			
	連絡体制 / 指揮・命令系統			
	自主組織	有( )・無		
	外部支援	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種( )		
	ボランティア	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種( )		
医療の提供状況				
救護所 有・無 巡回診療 有・無				
地域の医師との連携 有・無				
現在の状況			対応	
環境的側面	ライフライン	電気	不通・開通・予定( )	
		ガス	不通・開通・予定( )	
		水道	不通・開通・予定( )	
		飲料水	不通・開通・予定( )	
		固定電話	不通・開通・予定( )	
		携帯電話	不通・開通・予定( )	
	設備状況と衛生面	洗濯機	無・有(使用可・使用不可)	
		冷蔵庫	無・有(使用可・使用不可)	
		冷暖房	無・有(使用可・使用不可)	
		照明	無・有(使用可・使用不可)	
		調理設備	無・有(使用可・使用不可)	
		トイレ	使用不可・使用可( 箇所) 清掃・くみ取り 不良・普・良 手洗い場 無・有 手指消毒 無・有	
		風呂	無・有(清掃状況:	
		喫煙所	無・有(分煙: 無・有)	
	生活環境の衛生面	清掃状況	不良・普・良	床の清掃 無・有
		ゴミ収集場所	無・有	履き替え 無・有
		換気・温度・湿度等	空調管理	不適・適
		粉塵	無・有	生活騒音 不適・適
寝具乾燥対策		無・有		
ペット対策		無・有	ペットの収容場所 無・有	
食事の供給	1日の食事回数	1回・2回・3回		
	炊き出し	無・有	残品処理 不適・適	

**避難所避難者の状況 日報**  
(共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の状態				対応・特記事項	
配慮を要する人	高齢者	人	うち65歳以上	人			
			うち要介護認定者数	人			
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人			
	産婦	人					
	乳児	人					
	幼児・児童		人	うち身体障害児	人		
				うち知的障害児	人		
				うち発達障害児	人		
	障害者		人	うち身体障害者	人		
				うち知的障害者	人		
			うち精神障害者	人			
			うち発達障害者	人			
	難病患者		人				
	在宅酸素療養者		人				
	人工透析者		人				
	アレルギー疾患児・者		人				
服薬者数	服薬者	人	うち高血圧治療薬	人			
			うち糖尿病治療薬	人			
			うち向精神薬	人			
有症状者数	人数の把握		総数	うち乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者	
	感染症症状	下痢	人	人	人	人	
		嘔吐	人	人	人	人	
		発熱	人	人	人	人	
		咳	人	人	人	人	
	その他	便秘	人	人	人	人	
		食欲不振	人	人	人	人	
		頭痛	人	人	人	人	
		不眠	人	人	人	人	
		不安	人	人	人	人	
防疫的側面	食中毒様症状(下痢、嘔吐など)						
	風邪様症状(咳・発熱など)						
	感染症症状、その他						
まとめ	全体の健康状態						
	活動内容						
	アセスメント						
	課題/申し送り						

健康相談票(共通様式) 初回・( )回		方法 ・面接 ・訪問 ・電話 ・その他 ( )		対象者 乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他( )		担当者(自治体名)			
		保管先				相談日		年 月 日	
						時間			
						場所			
基本的な状況	氏名(フリガナ)			性別	生年月日			年齢	
				男・女	M・T・S・H 年 月 日			歳	
	被災前住所			連絡先			避難場所		
	①現住所			連絡先			自宅 自宅外:車・テント・避難所 (避難所名: )		
	②新住所			連絡先			家族状況		
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先						独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり( )		
	被災の状況						制度の利用状況		
家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他( )						・介護保険(介護度 ) ・身体障害者手帳( 級) ・療育手帳( 級) ・精神保健福祉手帳( 級) ・その他( )			
身体的・精神的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他 ( )		現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ( )		内服薬 なし・あり(中断・継続) 内服薬名( )				
					医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他( )			医療機関名 被災前: 被災後:	
					食事制限 なし あり 内容( ) 水分( )			血圧測定値 最高血圧: 最低血圧:	
	現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)					具体的自覚症状(参考)			
					①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況	食事		保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	自立								
	一部介助								
	全介助								
備考 必要器具など									
個別相談活動	相談内容					支援内容			
						今後の支援方針 解決 継続			

# (参考資料) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

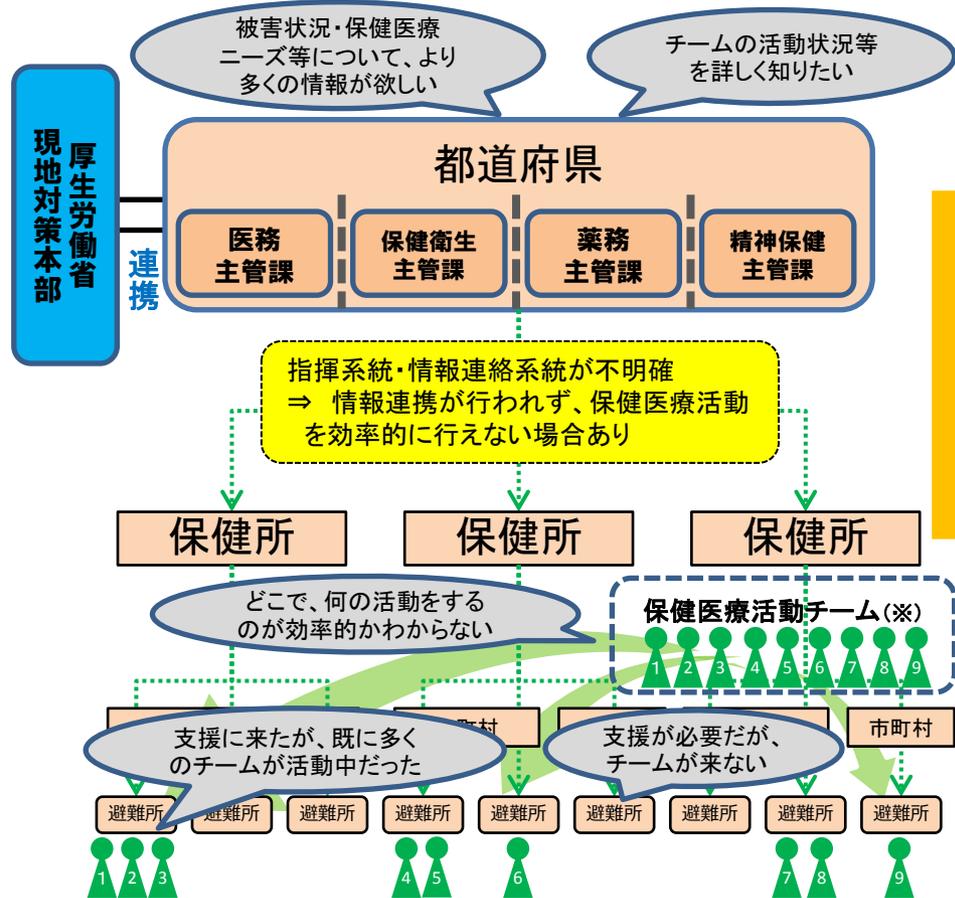
## I 熊本地震における課題と原因

<課題>

- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

<原因>

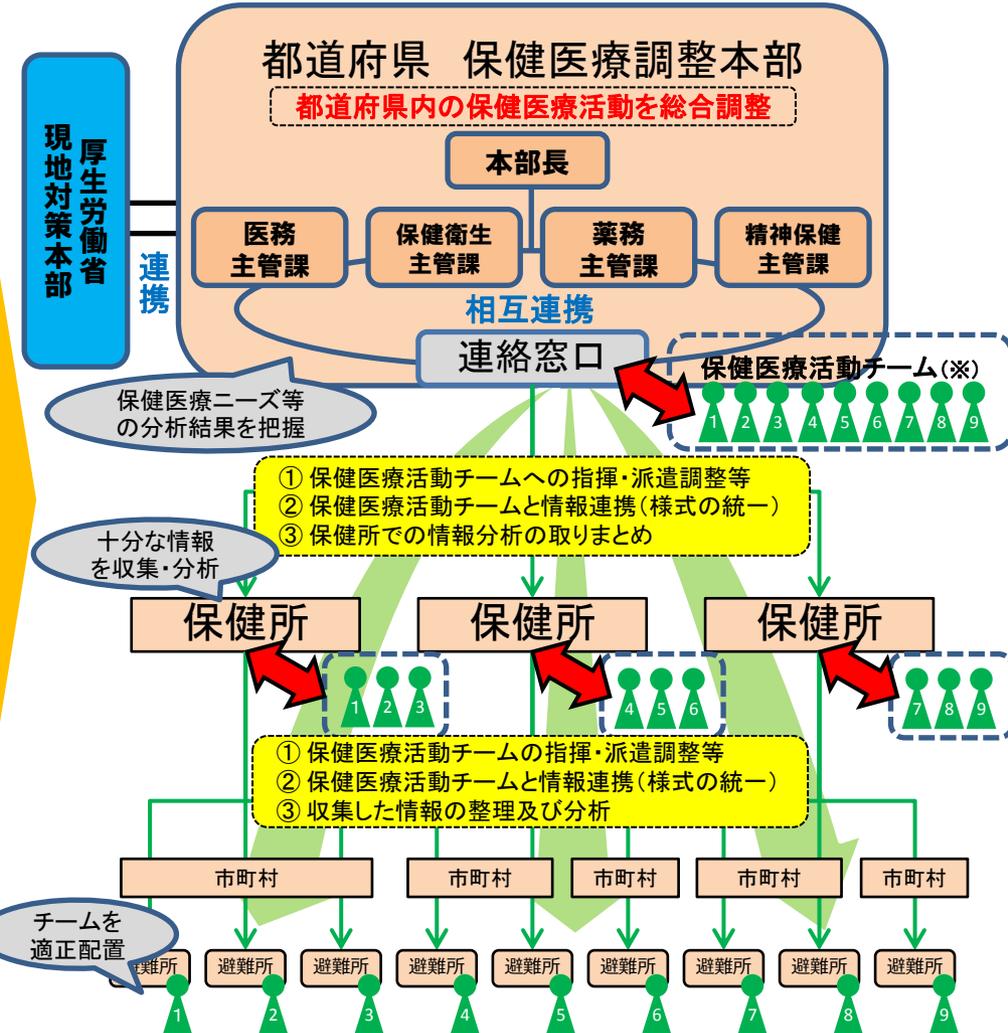
- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



## II 今後の大規模災害時の体制のモデル

- 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、

- ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
- ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
- ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(※) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班, 国立病院機構の医療班, 歯科医師チーム, 薬剤師チーム, 看護師チーム, 保健師チーム, 管理栄養士チーム, DPAT等)

## 埼玉県における災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針

平成 30 年 8 月 16 日

保健医療部長決裁

### 1 災害対策本部における保健医療調整機能の強化

首都直下地震など多数傷病者の発生が見込まれる大規模災害時において、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うため、埼玉県災害対策本部医療救急部に保健医療調整本部の機能を追加する。

### 2 地域における災害時保健医療体制の充実・強化

関係機関の連携のもとで保健所機能の充実・強化を図り、地域の保健医療活動を適切に推進するため、原則として二次保健医療圏ごとに地域災害保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。主な役割や構成員等については別紙 1 - 1 のとおりとする。

災害時に対策会議が迅速に設置できるよう、地域の実情に応じた災害時医療体制を検討するため、原則として平成 31 年 3 月までに全ての県保健所に地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。主な役割や構成員等については別紙 2 のとおりとし、救急医療対策協議会など既存の会議の枠組みを活用することも可能とする。

第 7 次埼玉県地域保健医療計画に基づき、2023 年度までに二次保健医療圏ごとに災害時の医療チーム等の受入れを想定したコーディネート機能の確認を行う災害訓練を実施する。

地域における災害時保健医療体制の充実・強化を図るため、保健医療政策課及び医療整備課は、保健所に対して情報提供や相談対応などの支援を行う。医療整備課は、埼玉県医師会と協力して地域災害医療コーディネート体制の充実・強化を図るとともに、市町村に対して体制の整備を促進するため研修会その他必要な助言と支援を行う。

## 別紙 1 - 1 地域災害保健医療対策会議（対策会議）の主な役割や構成員等

### 1 主な役割

具体的な役割は別紙 1 - 2 のとおり

- ・ 発災直後から活動してきた地域災害医療コーディネーターをはじめ、関係機関との緊密な連携を行う。
- ・ 医療機関等の被害状況や避難所・救護所等における保健医療ニーズ等について情報を収集する。
- ・ 避難所等での保健医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、埼玉県災害対策本部医療救急部から派遣された保健医療活動チーム（以下「保健医療活動チーム」という。）の受入れ及び派遣調整を行う。
- ・ 災害の規模や被災の状況、地域の災害時医療資源の状況を踏まえ、対策会議を終結することや、二次保健医療圏の副次圏に対策会議を設置することを検討・決定する。

### 2 構成員の例示

別紙 2 に例示する調整会議のメンバーに加えて

- ・ 来援の保健医療チームや自衛隊等
- ・ 医薬品関係団体、医療機器関係団体
- ・ 水道、電気、ガス、電話等のライフライン事業者 など

### 3 会議の設置・運営

- ・ 会議は、発災後 1 週間以内に、二次保健医療圏に 1 か所設置する。
- ・ 会議は、保健所に設置することを原則として、設置場所及び事務局の体制については、地域で想定される災害の規模、地域の災害時医療資源の状況（災害拠点病院の設置状況）及び圏域内の調整会議の意見を踏まえ、順位を付けて複数案を事前に定める。
- ・ 会議には本部長及び副本部長をおく。

本部長及び副本部長は、圏域内の調整会議の意見を踏まえ事前に決定する。副本部長は役割分担を定めて複数人を定める。

## 別紙1-2 地域災害保健医療対策会議（対策会議）の具体的な役割（主なもの）

### ○ 全体的な役割

（平成29年7月5日付け厚生労働省医政局長等通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」に規定されている保健所の役割）

#### (1) 保健医療活動チームの派遣調整

- ・ 保健医療活動チームに対して、市町村と連携して保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該チームの避難所等への派遣調整を行うこと。

#### (2) 保健医療活動に関する情報連携

- ・ 保健医療活動チームに対して、記録及び報告のための統一的な様式を示すとともに、適宜活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等の報告を求めること。
- ・ 保健医療活動チームの撤退に当たって適切な引継ぎができるよう新たなチームに対して情報伝達を行うこと。
- ・ 市町村（市町村災害対策本部に置かれる調整本部等）と緊密な連携を図り、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等に関して情報共有を図ること。
- ・ 保健医療活動チームの活動内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の情報を整理分析し、保健医療調整本部と情報共有を図ること。

#### (3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析

### ○ 具体的な役割

#### 1 医療救護活動

- ・ D M A T の撤収に伴う引継ぎ対応
- ・ 保健医療活動チームの応需調整・撤退時期の検討

#### 2 救護所・避難所評価

- ・ 保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携、活動支援
- ・ 救護所・避難所の集約に関する助言

#### 3 小児周産期医療支援

- ・ 災害時小児周産期リエゾンとの連携、活動支援

#### 4 医薬品、医薬材料等の供給管理

- ・ 薬剤師、医薬品卸業協会などとの連携、活動支援

#### 5 精神・心理支援

- ・ D P A T との連携、活動支援

#### 6 歯科衛生・栄養管理

- ・ 歯科医師、栄養士などとの連携、活動支援

#### 7 D V T 対策、感染症対策

- ・ 看護師、保健師などとの連携、活動支援

#### 8 福祉避難所支援

- ・ 保健師、リハビリチームなどとの連携、活動支援

#### 9 難病患者等の在宅医療支援

- ・ 保健師、訪問看護ステーション、介護関係者などとの連携、活動支援

#### 10 その他

- ・ 透析、小児周産期、精神疾患等配慮が必要な患者の健康管理支援
- ・ D H E A T の受入等調整、医療ボランティアの受入等調整 など

## 別紙2 地域災害保健医療調整会議（調整会議）の主な役割や構成員等

### 1 主な役割

- ・ 災害時に対策会議が迅速に設置できるよう、対策会議の設置場所や運営に関する検討を行う。
- ・ 災害時の活動の参考となる地域の基本的な保健医療データや医療機関情報、関係機関同士の連携のために必要な連絡先リストなど地域情報を収集し共有するとともに、被害想定等を踏まえたコーディネート活動に関するマニュアルの作成など地域における備えに関する検討を行う。
- ・ 地域災害医療コーディネーターが活動するために必要な体制や発災直後の情報収集体制の検討・整備を行う。
  - 情報の収集・分析や関係機関との連絡調整など地域災害医療コーディネーターを支える多職種で構成されるチームの設置
  - 地域災害医療コーディネーターの活動区域の検討 など
- ・ 二次保健医療圏ごとに関係機関の情報連携を確認するための情報伝達訓練や、災害時の医療チーム等の受入れを想定したコーディネート機能の確認を行う災害訓練を実施する。
- ・ 二次保健医療圏に複数の調整会議を設置する場合、それぞれの会議の連携方法について検討を行う。

### 2 構成員の例示

- ・ 県（保健所、地域振興センター）
- ・ 市町村（保健所、保健福祉担当、危機管理担当など）
- ・ 地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者
- ・ 地域災害医療コーディネーター
- ・ 消防、警察、歯科医師会、薬剤師会、看護協会
- ・ 透析、小児周産期、精神疾患等に係るコーディネーターやリエゾン等

### 3 会議の運営

- ・ 会議には、議長、副議長をおく。
  - ・ 議長は保健所長とし、会議の事務局は保健所が担う。
- ※ 調整会議は既存の会議を活用することもできることとする。

※参考資料は省略

(このページは空白です)